

ロシアによるウクライナへの侵攻に強く抗議する決議

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵攻を開始した。

また、ウクライナでは、子どもを含む民間人に多くの死傷者が発生しているとの報道がなされている。

これらの行為は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁ずる国際法への深刻な違反であり、重大な国連憲章違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な行為であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、強く非難するとともに、ロシアに対し、国際法を遵守し、即時攻撃を停止し、軍をウクライナより撤退させるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

堺市議会